

インドネシア進出企業の ビジネス法務実務 (入門編)

黒田法律事務所
黒田健二
ユリア・クスマ・ウルダニ

M&A (企業の合併・買収)

インドネシアの有限責任会社 (Perseroan Terbatas・PT) は、国有企業であっても民間企業であっても、企業の合併や買収が基本的に認められています。企業の合併・買収は、株主総会 (Rapat Umum Pemegang Saham・RUPS) において株主の賛同が得られたうえで取締役会の決議により遂行されます。

すべてのPTは、2007年に改正されたインドネシアの会社法 (Undang-Undang Perseroan Terbatas No 40 Tahun 2007) の適用を受けますので、企業の合併・買収の際には、会社法第121条ないし第137条に従った変更手続を行なう必要があります。外国直接投資 (Penanaman Modal Asing・PMA) 企業の場合には、会社法で義務付けられている項目をすべて満たすことに加えて、投資調整庁 (Badan Koordinasi Penanaman Modal・BKPM) の承認も取得する必要があります。

会社法上、企業の合併・買収を行う場合には、関連する会社の利益、少数株主、従業員、社会、そ

して競争への影響等、様々な要素を考慮に入れる必要があります。また、少数株主がその株式を会社に対し公正価格で買取ることを要求する権利を阻害するような、少数株主に損害を与える合併や買収は認められません。

以下のQ&Aは、インドネシアにおける企業の合併・買収の取扱について大まかに把握して頂くためのものです。

Q1 インドネシア法において、「合併」とはどのようなことで、どのように実施されますか。

A1 合併とは、2つの会社が合体して1つの新会社になることです。合併は、各会社の株主総会の承認を受けて実施されます。例えば、会社Aと会社Bが合併する場合、まず、それぞれの会社で株主総会を開催し、提出された合併案について過半数の株主による賛成票が得られた後に、それぞれの会社の取締役会において実施の決議が採択されれば、合併は有効となります。

株主総会に提出される決議案には、新会社の株式への転換スキーム

ムに関する説明と理由付け、定款の草案（合併にかかわる会社の定款と異なる場合）、各会社の過去3年度分の損益計算書等、株主が合併案について十分な情報をもって決断を下すのに合理的に必要なとされる資料を添付する必要があるとします。

合併する両社については、清算を行なった上で解散させることもできますし、清算を行わずに解散させることもできます。清算を行わずに合併を実施する場合、両社の資産および負債はすべて新会社に移転され、各会社の株主の保有株は、自動的に新会社に移行されます。

Q2 次に、「買収」について教えてください。

A2 買収とは、ある会社を別の企業または個人が買い取ることで、新会社の設立を伴いません。ここで言う「買い取り」とは、買収の対象とする会社について、その議決権を有する株式の100%または過半数を取得することにより、その会社の経営権を承継することを意味します。

買収会社と被買収会社両社の取

締役会（買収側が個人の場合には、当該個人と被買収会社の取締役会）は、買収案を作成し、両社の株主から株主総会決議という形で承認を得る必要があります。買収案には、買収の理由とその仕組みの説明を記載します。

Q3 合併と買収のそれぞれの場合について、株主総会に関する具体的な要件を教えてください。

A3 合併と買収のいずれに關しても、株主総会が以下の条件をすべて満たしている場合、当該株主総会は有効と認められます。

- (a) 合意の上で開催されていること
- (b) 発行済株式のうち議決権を有する株式総数の75%以上の出席があること
- (c) 合併または買収に関する決議案について、総会に出席し議決権行使した株主の75%以上が賛成した場合に限り、承認の決議が得られたこととする

Q4 政府の承認を受ける必要はありますか。

A4 買収の場合、それに伴う定款の変更点についての

み、法務人権省の承認が必要です。一方、合併の場合には、定款と合併案を法務人権省に提出し承認を受けなければなりません。PM A企業がかかわる合併の場合にはさらに、定款と合併案をBKPMにも提出し承認を受ける必要があります。

前記の他に、PTには、会社のあらゆる変更について会社登記簿に登録し、官報に公示することが義務付けられています。

Q5 合併または買収の計画に關連して、相手方企業の帳簿や資産について調査する方法はありますか。

A5 以下のいずれかに該当する場合、特定の会社の書類や有形資産の検査を認める裁判所命令を申立てることができます。

- a 当該会社が行行、参加または幫助した違法行為があり、これによって会社の株主または第三者が損失を被った、もしくは被る可能性がある、と申立人が主張する場合
- b 当該会社の取締役会または経営委員会が行行、参加または幫助した違法行為があり、こ

れによって会社、会社の株主または第三者が損失を被った、もしくは被る可能性がある、と申立人が主張する場合

前記状況を記載した申立書は、会社の登録地を管轄する地方裁判所に提出することができます。申立が認められた場合、裁判所は適格な専門家3名を任命し、調査を実施させます。申立に応じて裁判所が別途命令する場合を除き、調査費用は、調査対象となった会社の負担となります。

Q6 調査は誰でも申立てることができるですか。

A6 以下に該当する者であれば、調査の申立を行なうことができます。

- 1 調査申立の対象となる会社の株主（ただし、申立の時点で、当該会社の発行済株式のうち議決権を有する株式の10%以上を保有していることが条件となります。申立は、自己の名義で、または会社の代表として行います。尚、この場合の申立は、合理的理由に基づいて誠実に申立を行う株主が、会社に関するデータ又は情報を株主総会において要求したにもかかわらず、これらが会

社により提供されなかった場合にのみ、行うことができます。）

2 調査申立の対象となる会社の定款、またはその会社との有効な契約において、調査を申立てる権限を与えられている者

3 インドネシア共和国の検事総長（申立が公益に資すると検事総長が判断する場合）

Q7 調査報告書や調査結果を公表することはできますか。

A7 公表はできません。調査報告書および調査結果の閲覧は、裁判所、申立人、そして調査対象会社に対してのみ認められます。これら以外の者に漏洩した場合、民事上および刑事上の制裁措置が裁判所から言い渡されるおそれがあります。

本稿は、インドネシアにおける投資に関する法的事項について、一般的な情報の提供を目的としています。具体的な事案、法的助言等につきましては、適格な専門家にご相談下さい。

黒田健二 (くろだ・けんじ)



黒田法律事務所代表パートナー。早稲田大学一年中退。司法試験合格。その後、国内の法律事務所勤務を経て、北京語学学院、テューク大学ロースクール、復旦大学法学部高級進修生課程を終了。専門は国際金融、独禁法、知的財産法など。

ユリア・クスマ・ワルダニ (Yulia Kusuma Wardani)



ランブン国立大学講師。黒田法律事務所リーガルアドバイザー。ポゴル農業大学「コンピューター情報」卒業。ランブン国立大学法学部、関東学園大学（LLM）卒業。横浜国立大学国際経済法研究科後期博士課程履修中。専門は国際取引法。